事　務　連　絡
令和８年２月２４日

各診療所等管理者　様

石川県健康福祉部医療支援課
医療指導グループ

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について（その２）

平素より本県の保健医療行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
令和７年度厚生労働省補正予算により実施される標記事業については、令和８年１月 28 日付け事務連絡において、概要を周知したところでございます。
厚生労働省ホームページに掲載されている実施要綱に記載があるとおり、「診療所等賃上げ支援事業」の対象施設は、令和８年３月１日までにベースアップ評価料を届け出ている医療機関等とされていることに加え、令和８年３月 31 日までにベースアップ又は一時金等の支給を行った医療機関等とされていますので、「診療所等賃上げ支援事業」の活用をご検討されている医療機関等につきましては、ご留意いただきますようお願いいたします。

〇診療所等賃上げ支援事業の概要
（１）対象施設：以下の有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション
①令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設
②現行制度上ベースアップ評価料が届け出られないが、令和８年６月１日時点で R8 診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
（２）対象事業：
①令和８年３月 31 日までに実施する令和７年 12 月～令和８年５月の間に実施する対象職員のベースアップ
②ただし、賃金表等の変更に時間を要する場合は、令和８年６月１日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和８年３月 31 日までに実施する令和７年 12 月から令和８年３月までの４ヶ月分の一時金又は特別手当の支給
※この場合、令和８年４月から５月までに実施するベースアップも対象
（３）給付額　：（有床診療所）7.2 万円／許可病床数
（無床診療所）15 万円／施設
（訪問看護ステーション）22.8 万円／施設

※なお、物価上昇に対する支援については、ベースアップ評価料の届出等は支援の要件となっておりません。
※詳細については厚生労働省ＨＰで実施要綱等をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

検索	厚生労働省　賃上げ　物価

（事務担当）
医療支援課医療指導グループ
TEL 076-225-1433　FAX 076-225-1434
Mail e150900a@pref.ishikawa.lg.jp